

鳥取県告示第329号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社倉吉木材市場

2 委託期間

平成23年5月16日から平成24年3月31日まで